

## 補助対象事業所・施設早見表

事業所・施設 (※1, 2, 3)	(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した都内の介護サービス事業所及び介護施設等 (休業要請を受けた事業所を含む) であり、具体的には次のアからオまでの事業所・施設等 (福祉用具貸与事業所を除く。) ※補助要綱第5条(1)に規定する介護サービス事業所及び介護施設等					(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する都内の通所系サービス事業所 ※補助要綱第5条(2)に規定する通所系サービス事業所	(3) 感染者が発生した都内の介護サービス事業所及び介護施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所及び介護施設等 ※補助要綱第5条(3)に規定する介護サービス事業所及び介護施設等	担当課
	ア 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所及び介護施設等 (職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)	イ 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	ウ 都又は都内で保健所を設置する区若しくは市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所	エ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもとに自費で検査を実施した介護施設等 (ア及びイの事業所・施設等を除く。)	オ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等			
通所介護事業所	対象	—	対象	—	—	対象	対象	介護保険課
地域密着型通所介護事業所 (療養通所介護事業所を含む)	対象	—	対象	—	—	対象	対象	介護保険課
認知症対応型通所介護事業所	対象	—	対象	—	—	対象	対象	介護保険課
通所リハビリテーション事業所	対象	—	対象	—	—	対象	対象	介護保険課
短期入所生活介護事業所	対象	対象	対象	—	対象	—	対象	介護保険課
短期入所療養介護事業所	対象	対象	対象	—	対象	—	対象	介護保険課
訪問介護事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
訪問入浴介護事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
訪問看護事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
訪問リハビリテーション	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
夜間対応型訪問介護事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
居宅介護支援事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
福祉用具貸与事業所	—	—	—	—	—	—	対象	介護保険課
居宅療養管理指導事業所	対象	対象	—	—	—	—	対象	介護保険課
小規模多機能型居宅介護事業所	対象	対象(※4)	対象(※5)	—	—	—	対象	介護保険課
看護小規模多機能型居宅介護事業所	対象	対象(※4)	対象(※5)	—	—	—	対象	介護保険課
介護老人福祉施設	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
地域密着型介護老人福祉施設	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
介護老人保健施設	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
介護医療院	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
介護療養型医療施設	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	介護保険課
認知症対応型共同生活介護事業所	対象	対象	対象(※6)	対象(※7)	対象	—	対象	介護保険課
養護老人ホーム	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
軽費老人ホーム	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
有料老人ホーム	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	施設支援課
サービス付き高齢者向け住宅	対象	対象	—	対象	対象	—	対象	在宅支援課
補助対象経費	<p>ア 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用 (別記1のとおり。 (介護施設等に限る。))</p> <p>イ 通所系サービスの代替サービスに伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>ウ 介護サービス事業所及び介護施設等の消毒、清掃費用</p> <p>エ 感染性廃棄物の処理費用</p> <p>オ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用</p> <p>カ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保 (使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く。)</p>	<p>一定の要件に該当する自費検査費用 (別記1のとおり。 (介護施設等に限る。))</p> <p>※介護施設等以外は、対象外である。また、介護施設であっても一定の要件に該当しない場合は、対象外である。一定の要件は、要綱の別記1に記載あり。</p>	<p>感染対策等を行ったうえでの施設内療養に要する費用 (別記2のとおり。 (高齢者施設等に限る。))</p>	<p>ア 通所系サービスの代替サービスに伴う介護人材の確保 緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>イ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用 代替場所の確保 (使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用 (通信費用は除く。)</p> <p>なお、代替サービス提供期間の分に限るとする。</p>	<p>ア 感染が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保</p> <p>イ 感染が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>			

(※1)対象事業所・施設については、交付の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中のものを含める。

(※2)各介護予防サービスとして指定等を受けている場合も対象事業所・施設に含まれるが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱うこととする。

(※3)介護予防・日常生活支援総合事業 (以下「総合事業」という。)を実施する事業所は、通所型サービスは通所介護事業所 (通常規模型)、訪問型サービスは訪問介護事業所、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所として取り扱うこととするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととし、基準単価は介護サービスの指定に基づくとする。

(※4)訪問サービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

(※5)通いサービス及び宿泊サービスに限り対象とする。

(※6)短期利用認知症対応型共同生活介護に限り対象とする。

(※7)短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。